

武蔵野市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市介護保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市介護保険条例（平成12年3月武蔵野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 78,700円</p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第7条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 78,700円</p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>

<p>下「合計所得金額」という。)が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下「合計所得金額」という。)が125万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>字句の改正</p>
<p>ロ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>	
<p>(7) (略)</p>	<p>(7) (略)</p>	
<p>(8) 次のいずれかに該当する者 89,200円</p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者 89,200円</p>	
<p>イ 合計所得金額が160万円以上<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>イ 合計所得金額が160万円以上<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>字句の改正</p>
<p>ロ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>	
<p>(9) 次のいずれかに該当する者 104,900円</p>	<p>(9) 次のいずれかに該当する者 104,900円</p>	
<p>イ 合計所得金額が<u>200万円</u>以上220万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>イ 合計所得金額が<u>210万円</u>以上220万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>字句の改正</p>
<p>ロ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>	
<p>(10) 次のいずれかに該当する者 107,100円</p>	<p>(10) 次のいずれかに該当する者 107,100円</p>	
<p>イ 合計所得金額が220万円以上<u>300万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>イ 合計所得金額が220万円以上<u>320万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>字句の改正</p>
<p>ロ (略)</p>	<p>ロ (略)</p>	
<p>(11) 次のいずれかに該当する者 116,100円</p>	<p>(11) 次のいずれかに該当する者 116,100円</p>	
<p>イ 合計所得金額が<u>300万円</u>以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>イ 合計所得金額が<u>320万円</u>以上400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>字句の改正</p>

<p>ロ (略)</p> <p>(12)から(19)まで (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>平成30年度</u>にあつては<u>32,200円</u>とし、<u>令和元年度</u>にあつては<u>26,600円</u>とし、<u>令和2年度</u>にあつては<u>21,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>令和元年度</u>にあつては<u>39,400円</u>とし、<u>令和2年度</u>にあつては<u>30,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度</u>の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>令和元年度</u>にあつては<u>48,300円</u>とし、<u>令和2年度</u>にあつては<u>46,500円</u>とする。</p>	<p>ロ (略)</p> <p>(12)から(19)まで (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,000円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>30,000円</u>とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>46,500円</u>とする。</p> <p>付 則</p> <p><u>(令和3年度から令和5年度</u> <u>までの保険料率の算定に</u> <u>関する基準の特例)</u></p> <p>第12条 第1号被保険者のう</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の削除</p> <p>条の追加</p>
--	---	--

ち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第7条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ、第17号イ及び第18号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読

	<p><u>み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p>	
--	--	--

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(保険料に関する経過措置)

- 2 改正後の第7条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）の施行による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正に伴うほか、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料率を定めるため、所要の改正をするものである。